

令和7年5月16日 庁議付議事項一覧

決定事項

| No. | 件名  | 概要   |
|-----|---|--|
| 1   | 我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について                                  | 令和7年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことから、我孫子市税条例の一部も併せて改正するものです。   |
| 2   | 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    | 重度障害者医療費助成についてPMH（Public Medical Hub）の導入により医療機関等での医療費助成受給資格の確認方法に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。  |
| 3   | 我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士になることが可能となることを受け、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、条例の一部を改正するものです。   |
| 4   | 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 | ひとり親家庭等医療費助成を受ける際に、現在は医療機関の窓口でひとり親家庭等医療費助成受給券を必ず提示するよう求めています。受給券とマイナンバーカードの一体化により、受給券提示の省略が本格的に実施できるようになるため、条例の一部を改正するものです。  |
| 5   | 我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について                          | 令和7年度を始期とする「第五次我孫子市子ども総合計画」（令和7年3月策定）は子ども基本法第十条における市町村子ども計画として策定し、計画の名称を平仮名表記の「こども」としました。また、子ども基本法及び子ども大綱等に基づき、子ども・若者の社会参画・意見反映を推進し、子どもや子育てに係る施策に対し、広く多様な意見を聴取することができるよう、我孫子市子ども・子育て会議の委員に子どもや若者（大学生等）を加えるため、条例の一部を改正するものです。 |
| 6   | 我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について          | 児童福祉法の規定に基づく、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設経過措置の延長、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うほか、所要の改正をするものです。  |
| 7   | 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  | 子ども・子育て支援法の規定に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設経過措置の延長、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うほか、所要の改正をするものです。   |
| 8   | 我孫子市景観条例の全部を改正する条例の制定について                                 | 我孫子市景観形成基本計画を改定したことに伴い、届出が必要な行為等に関する事項を改め、我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例にある発電設備の設置の自粛を要請する事項を規定するとともに、条文を整備するため、条例の全部を改正するものです。   |
| 9   | 我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例を廃止する条例の制定について             | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が一部改正され、発電設備の設置に係る近隣関係者への周知義務が同法に規定されたことから、条例の規定が重複することを踏まえ、残存する発電設備の設置の自粛を要請する事項についても我孫子市景観条例に規定することとしたため、条例を廃止するものです。  |
| 10  | 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 総務省による選挙に係る執行経費の見直しを踏まえ、選挙長、投票管理者等の報酬の額を改定するものです。  |

| 報告事項 |  |  |
|------|--|--|
| No.  | 件名   | 概要   |
| 1    | 令和7年度指定事務事業の追加指定及び修正について   | 令和7年度の指定事務事業を追加指定及び修正したので、行政経営推進規則に基づき報告するものです。<br>追加指定後の令和7年度指定事務事業：57件   |
| 2    | 令和7年度指定事務事業問題点・対応報告書について   | 我孫子市行政経営推進規則第13条に基づき、指定事務事業の問題点と対応について報告するものです。<br>令和7年度指定事務事業問題点・対応報告書 1件   |
| 3    | 令和7年第2回我孫子市議会定例会提出予定議案   | 条例の全部改正議案1件、条例の一部改正議案8件、条例の廃止議案1件、工事請負契約の変更に関する議案1件、財産の取得に関する議案3件、損害賠償の額の決定に関する議案1件、市道路線の認定に関する議案1件、市道路線の変更に関する議案1件、補正予算に関する議案2件及び報告議案12件                        |
| 4    | 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び我孫子市消費生活センターの設置及び運営に関する条例施行規則の一部改正について | 我孫子市消費生活センターでは、現在、第2、第4土曜日を開庁日としていますが、第2、第4土曜日における消費生活相談の件数は少なく、県内においても土曜日開庁の消費生活センターは少ないため、土曜日開庁を廃止するものです。また、土曜日開庁を廃止に伴い消費生活センターの職員の勤務時間、休日、休暇等について併せて改正するものです。 |
| 5    | 我孫子市景観形成基本計画の改定について  | 景観形成上の新たな課題や令和4年4月にスタートした我孫子市第四次総合計画及び我孫子市都市計画マスタープランに示すまちづくりの方針に対応するため、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項等を定める我孫子市景観形成基本計画を「我孫子市景観計画」に改称・改定したので報告するものです。                    |